

令和3年5月21日決定 令和3年6月3日変更 令和3年6月7日変更 令和3年6月17日変更
令和3年7月8日変更 令和3年7月21日変更 令和3年7月29日変更 令和3年8月4日変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人の接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

※感染状況及び医療提供体制の改善及び緊急事態措置の早期解除を目指す

【感染急拡大を食い止めるための対策について】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

<現況>

■県内で、感染力の強いデルタ株の感染が広がっています

(7月3週目14%→4週目33%→5週目52%)

■8月3日時点の実行再生産数が2.43（前週2.33）に上昇し、新規感染者数の過去最高を記録しており、何らかの措置を取らない場合更なる急拡大を招く恐れがあるため、人流を抑制する必要がある。

■入院者数が増加しており、陽性者のうち20代の12.8%、30代の19.4%、40代の35.3%、50代の41%が入院しており、若い人でも酸素投与等の治療が必要となっています。

医療体制が維持出来なくては、県民全員が不利益を受けてしまいます。

■出張で来訪した方と休業要請に応じてない飲食店での会食により感染し、更に職場に持ち込んで職場内で感染を拡げた事例があります。緊急事態宣言中は、「会食」「出張」「要請に応じていない飲食店の利用」をお控えください。

■特に、中部地区の市町村においてデルタ株による感染が急拡大しています。市中感染によりだれでもどこでも感染する可能性があります。

■感染力の強いデルタ株により、家庭内での感染が広がっており小児の感染が増加しています。家庭内に持ち込まないよう気を付け「手洗い・うがい」「換気の実施」「体調不良時は家庭内でもマスクを着用し、家庭内隔離をして休養」をお願いします。

要請内容

【感染急拡大を食い止めるための対策について】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

< 県の取り組み >

- ◆人流を抑制するため、県有施設の休館を継続するとともに、大規模集客施設に営業時間短縮に加え連休及び土日の休業を要請します。
- ◆市町村等とも連携し、飲食店及び繁華街への巡回を強化します。
- ◆新たな宿泊療養施設の確保を行います（看護師緊急募集中098-888-3127）
- ◆自宅療養健康管理センターの体制を拡充します。
- ◆沖縄県緊急共同メッセージ（8月1日発出）に基づいた広報を行う。

要請内容

< 特にお願いしたいこと >

- ① 日中も含めた不要不急の外出を自粛し、人との接触を減らしましょう（法第45条第1項）
生活必需品の買い物であっても、混雑する時間をさけ週1回程度とし時間や人数を減らすこと
- ② 都道府県間の移動・往来は自粛すること（法第45条第1項）
特に現地での接触が多い、出張・帰省は控えるようお願いします。
- ③ 離島との往来は、自粛すること（法第45条第1項）
- ④ 模合、ビーチパーティー、ホームパーティー等飲食を伴うイベントでの感染が増加中です。
同居家族以外とのイベントは控えましょう（法第45条第1項）

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項等)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項等)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第45条第1項等)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を厳に避けること（法第24条第9項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
<沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129>

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

協力内容

来訪自粛

◆**県外からの来訪（帰省を含む）について、デルタ株の影響もあることから緊急事態措置期間は自粛してください**

やむなく来訪する場合は、本県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。

なお、国において、夏休み期間中に羽田、成田、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております（7月20日～8月31日まで（※1））。

来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、**久米島空港**到着時にPCR検査及び**抗原検査（※2）**を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。
日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

※1 https://corona.go.jp/passengers_monitoring/（内閣官房サイト）

※2 那覇空港において7月22日から抗原検査を運用開始

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

要請・協力
依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）は、6/7から要請の対象です。（法第45条第2項）

※7月12日から協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象となります（7/12～8/22の全期間協力に応じた場合に支給）（法第45条第2項）

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

要請内容

◆全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、延期または中止を要請する（無観客・オンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

◆上限人数1,000人以下のイベントについては収容率50%以内で開催することを要請する
ただし、可能な場合には、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催の検討を要請する。
また、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。

※全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。

イベント実施時の留意事項

◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）

◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）

◆イベント終了後打上等を控えるよう呼びかけること（働きかけ）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

要請内容

- 会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）
- ◆ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆ 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行うこと（法第24条第9項）
 - ・ 従業員の体調管理を徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませる
 - ・ 休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・ 社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底する
 - ・ 事業所の換気を励行する
- ◆ 自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆ 会議、集会、説明会、研修、学会等を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆ 自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆ 屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおいて検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
- ◆保育所等
引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

要請内容

- ◆地域の感染状況を踏まえ、時差登校等を検討する。
小中学校は、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼
- ◆衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行、宿泊学習等）の延期、縮小
- ◆幼児児童生徒に対して、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないよう指導
- ◆学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ◆学校の部活動は原則休止。
ただし、8月3日（火）から8月15日（日）まで、九州・全国大会に派遣されるチーム等に限り、学校長の許可の下、2時間以内、必要最小限の人数で行うことができる。
この間、練習試合や合同練習は行わないこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
※8月16日（月）以降については、改めて通知する。
- ◆「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための支援を行う。
- ◆大学、専門学校等は原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避
- ◆大学は学生に対し、感染リスクが高い以下の行動を自粛するよう指導すること
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）（※8月7～9日の連休と14日、15日の休業を要請する）

要請・
協力依
頼内容

対象施設 (特措法施行令第11条)	内 訳	要請・協力依頼内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、 演芸場、プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベント開催の場合は平日は21時までの時短、土日祝は休業要請※ (法第24条第9項) ■ 人数上限1,000人以下かつ収容率50%以内（法第24条第9項） ■ 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する (働きかけ) ■ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含 む）を行わない（働きかけ） ■ 映画上映は平日は21時までの時短、土日は休業要請※ (1,000㎡超は法第24条第9項) ■ イベント開催以外の場合は平日は20時までの時短、土日祝は休業要請※ (1,000㎡超は法第24条第9項) ■ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項） できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人以下または収容定員 50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
集会場又は公会堂 (第5号)	集会場、公会堂	
展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文 化会館、多目的ホール	
ホテル又は旅館 (集会の用に供す る部分に限る) (第8号)	ホテル・旅館（集会 の用に供する部分に 限る）	

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象には、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）。**※8月7日から県の要請に応じる場合も協力金の支給対象となります。**

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）（※8月7～9日の連休と14日、15日の休業を要請する）

要請・協力依頼内容

対象施設（特措法施行令第11条）

内訳

要請内容

商業施設
（生活必需物資を除く）（第7号）

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、日用品、燃料等生活必需物資を除く）※生活必需物資の定義は厳格に取り扱う

- （床面積1,000㎡超の施設）営業時間を平日は5時から20時までの時短、土日祝は休業要請※（法第24条第9項）
- （床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を平日は5時から20時までの時短、土日祝は休業要請※（働きかけ）

運動・遊戯施設（第9号）

体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等（屋内施設）

- 入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）

博物館、美術館等（第10号）

博物館、美術館等（図書館を除く）

- セール等の集客イベントの延期又は中止（法第24条第9項）

遊興施設（第11号）

性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場

- 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知（働きかけ）

サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）

スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）

- 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

- イベント開催の場合は平日は21時までの時短、土日祝は休業要請※（法第24条第9項）

- フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか
アクリル板等を設置すること（法第24条第9項）

- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温及び定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象は、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）

※8月7日から県の要請に応じる場合も協力金の支給対象となります。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月31日（火）

対象施設（特措法施行令第11条）

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第2号）

- ・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ）
- ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）

葬祭場（第5号）

- ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）

図書館（第10号）

- ・入場者の整理誘導等を徹底（法第24条第9項）

ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号）
※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当の場合

- ・入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）
- ・店舗で飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）

自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）

- ・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）

要請・
協力依頼
内容

公共施設

■県立施設は、8月15日まで原則休館とする。それ以降は感染状況を確認し開館を検討する。市町村にも同様の取扱を働きかける。

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)、

那覇空港PCR検査・抗原検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の実施、**抗原検査キットを活用した検査体制の補強**

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

県内の感染状況の早期改善を図るため国に対しワクチンの迅速な提供を求めるとともに
下記の取組を進める

1. 市町村のワクチン接種に対する支援

接種の遅れている市町村等に対し、専属の市町村支援チームによる支援の実施
ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置 離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

2. 新型コロナウイルスワクチン接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県によるワクチン接種センターの設置(コンベンションセンター、県立武道館、那覇クルーズターミナル)

3. エssenシャルワーカーに対する接種の推進

警察官、消防士、保育士、幼稚園・小中高校の教諭等のエssenシャルワーカーに対する接種を県の広域接種センターや、市町村において推進

4. 職域接種の推進

各業界団体等と連携し、国に対し申請中の職域接種の速やかな承認とワクチンの提供を求め、県内の職域接種を推進

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設

重点医療機関等に要請し病床536床→736床を確保

病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

入院待機ステーションを開設(24時間体制)一般の救急搬送への影響を最小限に抑える

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に3ヶ所(計410室)、北部地区(60室)、宮古地域(77室)、八重山

地域(55室)の計602室を確保、中部地区(100室)を準備中

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施している「自宅療養健康管

理センター」の体制を拡充(対応職員増、パルスオキシメーターの追加確保等)

在宅医療(訪問看護等)の拡充

4. 看護師・保健師を緊急募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

沖縄県感染防止対策認証制度



1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

食品衛生法の許可を取得した飲食店（デリバリー、テイクアウト専門店は対象外）

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証取得の先着1,200店舗へのCO₂センサー配布

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置区域における酒類提供の要件化

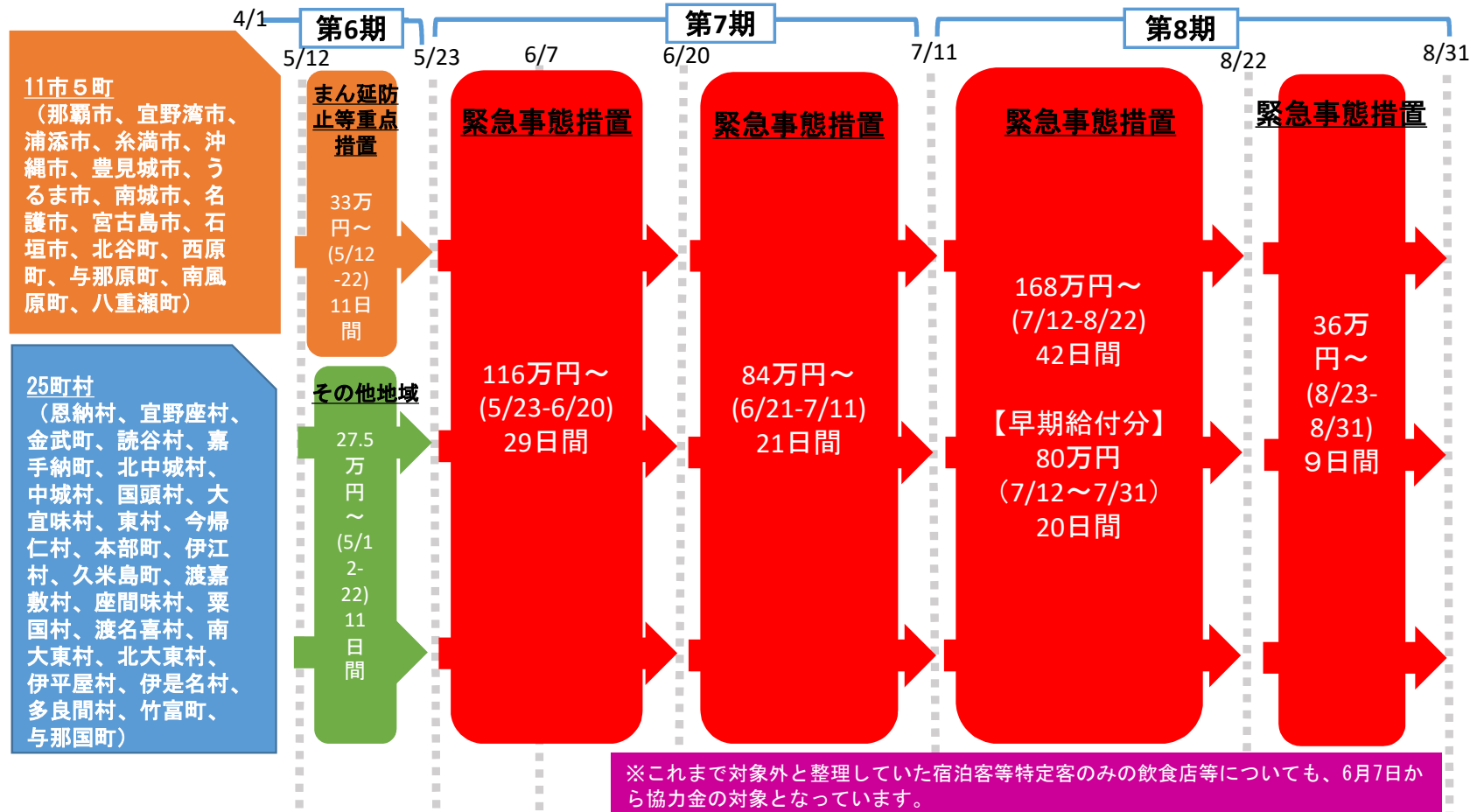
4. 申請や制度について（沖縄県感染防止対策認証制度事務局：050-5526-3041）

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

- 第6期協力金の支給状況(8月2日時点)は、申請件数(事業者数):11,911件、支給件数:8,322件(約69.8%)、疑義対応中:1,512(約12.6%)等となっており、引き続き、早期支給に向け、取り組んでまいります。
- 第7期協力金は、7月19日(月)から9月3日(金)まで申請を受付けています。
- 第8期早期支給分は、7月19日(月)から8月6日(金)まで申請を受け付けています。
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受け付けております。

【算定方法「特措法に基づく緊急事態措置」】

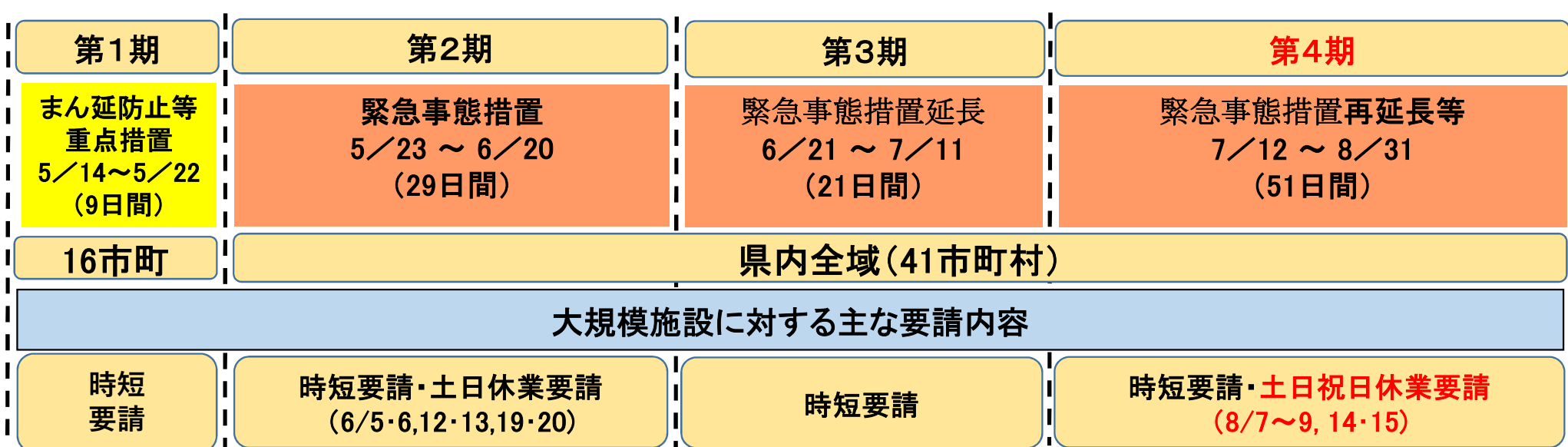
- 中小企業(売上高方式):売上高に応じて4~10万円/日
- 大企業(売上高減少方式):売り上げ減少額の4割、上限20万円/日(中小企業も選択可)



【令和3年度】

沖縄県大規模施設等協力金

商工労働部感染防止経営支援課 TEL098-917-2872



1日あたりの協力金

(休業要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円

(時短要請の場合) 大規模施設 面積1,000㎡毎に20万円×(短縮した時間/本来の営業時間)

【協力金申請受付】

第1~3期分: 令和3年7月12日(月)~8月27日(金)

第4期: 令和3年9月1日開始予定

【第4期の協力金について】

第4期については、8/7から県の要請に応じる場合も支給対象とします。

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金について

沖縄県実施

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金
(月次支援金の乗せ給付)

【沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金】

経済産業省の月次支援金を受給した、観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対して、下記の金額を上限に一月分（一回）のみ支援金を給付する。

【支援金の上限額】

- 個人事業者 **上限10万円**
- 法人事業者 **上限20万又は30万円**

※2019年又は2020年の4～8月のいずれかの月の売上が
 300万円以下の法人事業者 上限20万円
 300万円を超える法人事業者 上限30万円

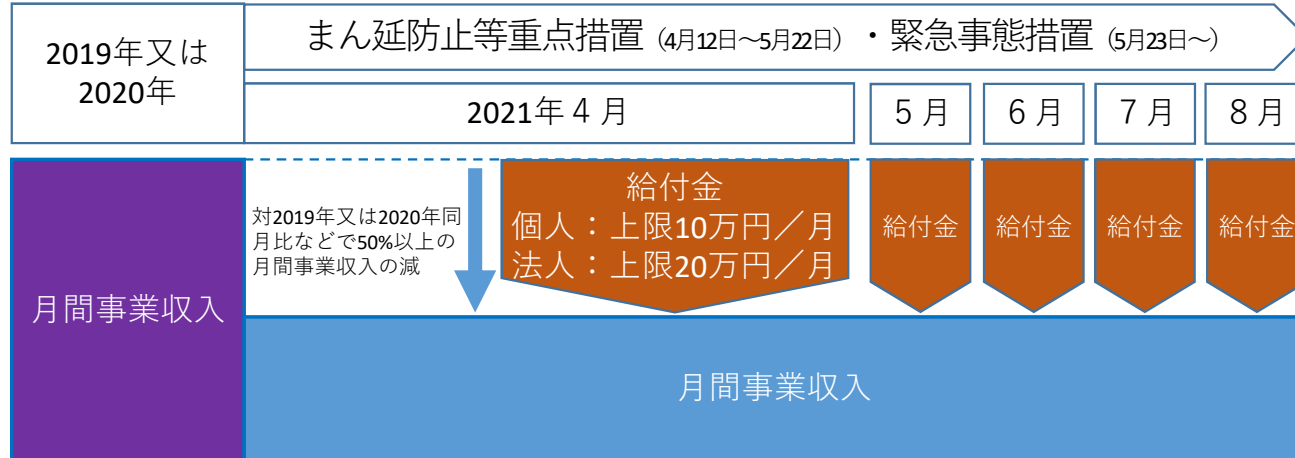
【給付対象事業者の具体例】

- ①旅行関係の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）
 - ②日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）
 - ③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- ※酒類販売事業者等への支援は別途商工労働部で実施予定。

【申請期間 7月30日～10月31日】

経済産業省実施

月次支援金



緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（飲食店巡回）

【飲食店等への要請】

- ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）
- ◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

対象施設

飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

遊興施設・結婚式場等

- バー
- カラオケボックス・結婚式場等での食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

ホテルのラウンジ等

非協力店舗

(1) 店舗への協力要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条2項)

470店舗

(令和3年8月4日時点)



(2) 状況確認



(3) 命令 (同法第45条3項)

149店舗

(令和3年8月4日時点)

(4) 命令違反の確認

(5) 裁判所に命令違反を通知 (過料の通知)

29店舗

(令和3年7月21日時点)